

岐南町地域公共交通計画別紙(案)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(名称) 岐南町公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
町内では、民間路線バスの1路線が撤退するなど、公共交通ネットワークの確保維持が厳しい状況にある。 公共交通は地域にとって重要なインフラの一つであり、このような状況の中でも、買い物・通院、通勤・通学等の暮らしのニーズに対応した公共交通ネットワークを構築し、日常生活等に必要な移動手段を確保・維持していく必要がある。 本事業では、地域間幹線バス系統と接続するフィーダー系統を維持することで、町内公共交通ネットワークの維持に努める。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標

岐南町地域公共交通計画（以下「計画」という。）との整合性を図るため、計画に定める評価指標を設定する。（計画P23～26参照）

【評価指標 1-1】年間利用者数

■現況値[2024 年度]の算出

コミュニティバス	○年間利用者数 ・ 11,506 人（2024 年度 [=2023 年 10 月～2024 年 9 月] 実績値）
----------	--

■目標値[2025 年度]の設定根拠

コミュニティバス	○年間利用者数 ・ 1 便あたり 10 人程度利用することを期待し、 10 人×10 便[1 日の便数]×292 日[運行日数]= <u>29,200 人</u> を目標値として設定する。
----------	---

【評価指標 1-2】公共交通の利用者満足度

■算出方法

『公共交通に満足している人の割合』＝利用者アンケートで、町内の公共交通サービスについて満足していると回答した人の割合

■現況値[2024 年度]の算出

公共交通の利用者満足度	アンケート実施（2024 年度） 未実施
コミュニティバス	※満足していると回答した人の割合 ＝「良い、やや良い、普通」と答えた利用者の割合

■目標値[2025 年度]の設定根拠

公共交通の利用者満足度	現況値から 10%以上増加
コミュニティバス	

【評価指標 2】人口 1 人あたりの年間利用回数

■現況値[2024 年度]の算出

コミュニティバス	①年間利用者数 ・ 11,506 人（2024 年度 [2023 年 10 月～2024 年 9 月] 実績値） ②住民基本台帳人口 ・ 26,328 人（2024 年 10 月 1 日） ○人口 1 人あたりの年間利用回数（①÷②） ・ 11,506（①）÷26,328（②）≒ <u>0.44 [回/年]</u>
----------	---

■目標値[2025 年度]の設定根拠

コミュニティバス	①年間利用者数 ・ 指標 1-1 で設定したとおり、2025 年度 [=2024 年 10 月～2025 年 9 月] に年間 29,200 人が利用すると想定。 ②人口 ・ 第 6 次総合計画による見通しと現況値（2021 年 10 月 1 日人口 26,285 人）より、2025 年の人口が 26,400 人となると想定。 ○人口 1 人あたりの年間利用回数（①÷②） ・ 29,200（①）÷26,400（②）≒ <u>1.1 [回/年]</u> となることから、平均で <u>1 回/年以上</u> 利用されることを目標とする。
----------	---

【評価指標 3】利用者 1 人あたりの運行経費

■現況値[2024 年度]の算出

コミュニティバス	①年間運行経費（車両購入費・運賃収入を除く）
	・ 26,928,000 円（2024 年度 [=2023 年 10 月～2024 年 9 月] 実績値）
	②年間利用者数
	・ 11,506 人（2024 年度 [=2023 年 10 月～2024 年 9 月] 実績値）
	○利用者 1 人あたりの運行経費（①÷②）
	・ 26,928,000（①）÷11,506（②）≒ <u>2,340 [円/人]</u>

■目標値[2025 年度]の設定根拠

コミュニティバス	①年間運行経費（車両購入費・運賃収入を除く）
	・ 2,750 万円を想定。
	②年間利用者数
	・ 指標 1-1 で設定したとおり、2025 年度 [=2024 年 10 月～2025 年 9 月] に年間 29,200 人が利用すると想定。
	○利用者 1 人あたりの運行経費（①÷②）
	・ 27,500,000（①）÷29,200（②）≒ <u>942 [円/人]</u> を目標値として設定する。

（2）事業の効果

岐南町コミュニティバスの運行により、町民の日常生活（買い物、通院等）に必要な移動手段が確保されるほか、外出機会の増大による社会参加の促進や地域活性化への寄与が期待される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

I. 公共交通ネットワークの再編

●コミュニティバスの運行（計画 P19 参照）

事業概要	● 買い物や通院等の暮らしのニーズに対応するとともに、通勤・通学手段としても利用可能なコミュニティバスの運行を開始する。 ● 午前が高齢者をはじめとした住民が買い物や通院等に利用しやすいように、朝夕は町内全域から鉄道駅や幹線路線バス停留所に結節することで通勤・通学の手段として利用できるようにする等、時間帯ごとのニーズに応じた効率的な運行計画とし、持続可能な公共交通ネットワークとして維持できるよう努める。
事業主体	岐南町、交通事業者

●交通結節点の整備・改善（計画 P19 参照）

事業概要	● 町の玄関口である名鉄岐南駅、笠松駅、岐南町三宅バス停留所にコミュニティバスの停留所を設置し、鉄道やバスとの接続を確保する。 ● 名鉄岐南駅東口の再整備も踏まえ、交通結節点の機能強化を図る。
事業主体	岐南町、交通事業者

●商業施設・医療機関との連携による待合環境の改善（計画 P19 参照）

事業概要	● 買い物や診療後にバスの待合空間として施設の休憩所や待合室を利用できるよう、商業施設・医療機関に協力を依頼し、バスを待つ際の環境を改善する。
事業主体	岐南町、商業施設・医療機関

II. 公共交通に関する情報の提供

●公共交通マップの発行（計画 P20 参照）

事業概要	● 鉄道、民間路線バス、コミュニティバス、コミュニティタクシー等の情報を広く住民や利用者に提供するため、公共交通マップを作成する。 ● 作成した公共交通マップは、町内の各世帯や駅・商業施設・医療機関等に配布するとともに、町ホームページなどにも掲載し、広く周知を図る。
事業主体	岐南町

●経路検索サイトへの対応（計画 P20 参照）

事業概要	● 岐阜バス運行路線に加えて、コミュニティバスも各種経路検索サイトに対応するよう、経路検索サイトの事業者へ情報を提供する。 ● コミュニティバスの標準的なバス情報フォーマット(GTFS-JP)を作成し、オープンデータとして公開する。
事業主体	岐南町、交通事業者

●バスロケーションシステムの継続（計画 P20 参照）

事業概要	● 岐阜バス運行路線については、継続してバスロケーションシステムに対応する。 ● コミュニティバスについても、必要性を検証した上で導入する。
事業主体	岐南町、交通事業者

Ⅲ. 利用しやすい運賃体系の構築

●高齢者等運転免許証自主返納支援事業の拡充（計画 P21 参照）

事業概要	●運転免許証を自主返納された方を対象に、コミュニティバスの運賃を免除する。
事業主体	岐南町

Ⅳ. 公共交通への愛着の醸成・地域との連携

●おためし乗車会の開催（計画 P21 参照）

事業概要	●これまでコミュニティバスを利用したことがない方にも利用していただくきっかけを作るため、無料デーを設定する等、おためし乗車会の実施を検討する。
事業主体	岐南町、交通事業者

●利用者アンケートの実施（計画 P21 参照）

事業概要	●コミュニティバス、コミュニティタクシーの利用者を対象としたアンケートを定期的実施し、利用者の意見を取り入れることで、公共交通の更なる改善を図る。
事業主体	岐南町、交通事業者

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

岐南町から運行事業者への運行負担金については、運行経費から運行収入を差し引いた差額分を、国庫補助金を含め負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・運行事業者からデータ提供を受け毎年の利用人数を把握し、利用人数の推移を評価する。
- ・定期的実施するアンケートにより利用者の意見・ニーズを把握し、利用者増に繋がるよう更なる改善・見直しを図る。
- ・運行事業者から OD 調査結果の提供を受け、利用者の乗降ニーズを把握し、必要に応じルートや停留所の再編を柔軟に実施することで、将来にわたり確保・維持されるコミュニティバスとする。

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論

令和4年3月29日（令和3年度第1回）
 協議会設立、岐南町地域公共交通計画（案）について
 令和4年6月24日（令和4年度第1回）
 岐南町地域公共交通計画（案）について
 地域公共交通確保維持事業に係る計画（案）について
 令和4年7月7日（令和4年度第2回）
 コミュニティバスの運行について
 コミュニティタクシー停留所の拡充について
 令和5年6月26日（令和5年度第1回）
 地域公共交通確保維持事業に係る計画（案）について
 令和4年度事業報告について
 令和5年度事業計画(案)について
 令和6年1月11日（令和5年度第2回）
 コミュニティバス・タクシー事業の評価について
 令和6年6月18日（令和6年度第1回）
 地域公共交通確保維持事業に係る計画（案）について
 令和5年度事業報告について
 令和6年度事業計画(案)について
 令和7年1月20日（令和6年度第2回）
 コミュニティバス・タクシー事業の評価について
 令和7年6月23日（令和7年度第1回）
 地域公共交通確保維持事業に係る計画（案）について
 令和6年度事業報告について
 令和7年度事業計画(案)について

19. 利用者等の意見の反映状況

定期的実施する利用者アンケートにより、利用者の意見・ニーズを把握し、更なる改善・見直しを図る。
 また、ニーズに応じルートや停留所の再編を柔軟に実施することで、将来にわたり確保・維持されるコミュニティバスとする。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）岐阜県羽島郡岐南町八剣 7-107

（所 属）岐南町 基盤整備部 くらし安全課

（氏 名）五島 大介

（電 話）058-247-1360（直通）

（e-mail）bousai@town.ginan.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
岐南町	岐阜乗合自動車株式会社	(1) 岐南町コミュニティバス	岐南 町役 場	左回り	岐南 町役 場	往21.9km 循環	291日	1,455.0回			路線定期運行	①	松籟加納線「岐南町 役場前」にて接続	③
	岐阜乗合自動車株式会社	(2) 岐南町コミュニティバス	岐南 町役 場	右回り	岐南 町役 場	往22.1km 循環	291日	1,455.0回			路線定期運行	①	松籟加納線「岐南町 役場前」にて接続	③
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

- (注)
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
 - 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 - 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 - 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
 - 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 - 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 - 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 - 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	岐南町
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	10,947
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
岐南町地域公共交通計画	令和4年6月24日	

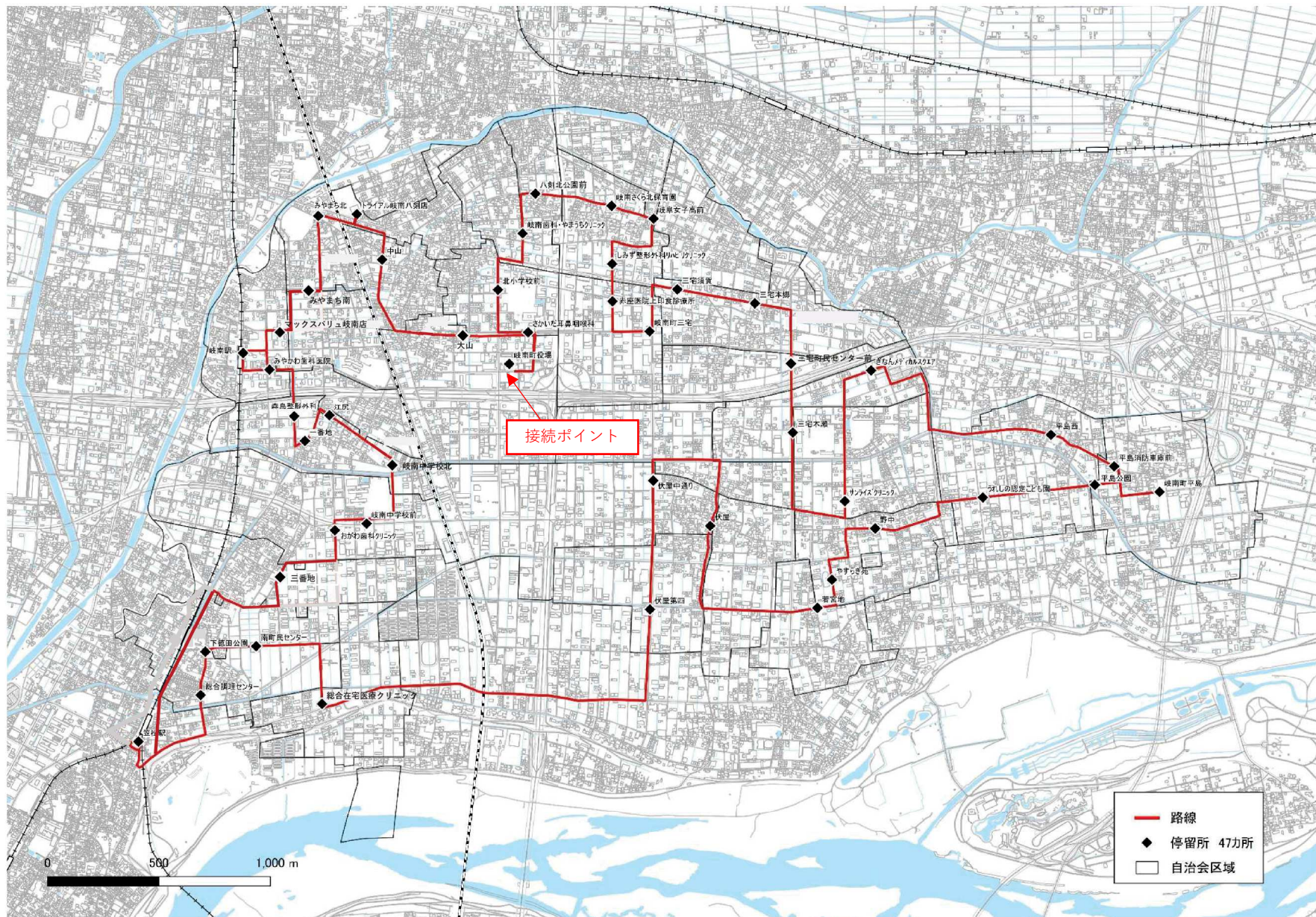
(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

岐南町コミュニティバス 路線図



岐南町コミュニティバス運行時刻表



● 運休日は、日曜日と祝日、年末年始(12月29日～1月3日)です。

2024年10月1日改正

停留所名	左回り					停留所名	右回り				
	①	②	③	④	⑤		①	②	③	④	⑤
岐南町役場	6:55	9:35	11:35	17:00	18:35	岐南町役場	6:30	9:05	11:05	16:25	17:55
さかいだ耳鼻咽喉科	6:56	9:36	11:36	17:01	18:36	さかいだ耳鼻咽喉科	6:31	9:06	11:06	16:26	17:56
大山	6:57	9:37	11:37	17:02	18:37	北小学校前	6:32	9:07	11:07	16:27	17:57
中山	6:58	9:38	11:38	17:03	18:38	岐南歯科・やまうちクリニック	6:34	9:09	11:09	16:29	17:59
トライアル岐南八剣店	7:00	9:40	11:40	17:05	18:40	八剣北公園前	6:34	9:09	11:09	16:29	17:59
みやまち北	7:02	9:42	11:42	17:07	18:42	岐南さくら北保育園	6:35	9:10	11:10	16:30	18:00
みやまち南	7:03	9:43	11:43	17:08	18:43	岐阜女子高前	6:36	9:11	11:11	16:31	18:01
マックスバリュ岐南店	7:04	9:44	11:44	17:09	18:44	しみず整形外科リハビリクリニック	6:37	9:12	11:12	16:32	18:02
岐南駅	7:06	9:45	11:45	17:10	18:45	赤座医院上印食診療所	6:37	9:12	11:12	16:32	18:02
みやかわ歯科医院	7:07	9:46	11:46	17:11	18:46	岐南町三宅	6:40	9:14	11:14	16:34	18:04
森島整形外科	7:07	9:46	11:46	17:11	18:46	三宅須賀	6:42	9:16	11:16	16:36	18:06
一番地	7:08	9:47	11:47	17:12	18:47	三宅本郷	6:42	9:16	11:16	16:36	18:06
江尻	7:09	9:48	11:48	17:13	18:48	三宅町民センター前	6:43	9:17	11:17	16:37	18:07
岐南中学校北	7:10	9:49	11:49	17:14	18:49	三宅木瀬	6:45	9:19	11:19	16:39	18:09
岐南中学校前	7:11	9:50	11:50	17:15	18:50	サンライズクリニック	6:47	9:21	11:21	16:41	18:11
おがわ歯科クリニック	7:11	9:50	11:50	17:15	18:50	ぎなんメディカルスクエア	6:49	9:23	11:23	16:43	18:13
三番地	7:14	9:53	11:53	17:18	18:53	平島西	6:52	9:26	11:26	16:46	18:16
笠松駅	7:18	9:56	11:56	17:21	18:56	平島消防車庫前	6:53	9:27	11:27	16:47	18:17
総合調理センター	7:21	9:59	11:59	17:24	18:59	岐南町平島	6:56	9:29	11:29	16:49	18:19
下徳田公園	7:21	9:59	11:59	17:24	18:59	平島公園	6:57	9:30	11:30	16:50	18:20
南町民センター	7:22	10:00	12:00	17:25	19:00	うれしの認定こども園	6:58	9:31	11:31	16:51	18:21
総合在宅医療クリニック	7:24	10:02	12:02	17:27	19:02	野中	6:59	9:32	11:32	16:52	18:22
伏屋第四	7:29	10:07	12:07	17:32	19:07	やすらぎ苑	7:01	9:33	11:33	16:53	18:23
伏屋中通り	7:30	10:08	12:08	17:33	19:08	若宮地	7:02	9:34	11:34	16:54	18:24
伏屋	7:32	10:10	12:10	17:35	19:10	伏屋	7:04	9:36	11:36	16:56	18:26
若宮地	7:35	10:13	12:13	17:38	19:13	伏屋中通り	7:07	9:39	11:39	16:59	18:29
やすらぎ苑	7:37	10:14	12:14	17:39	19:14	伏屋第四	7:08	9:40	11:40	17:00	18:30
野中	7:38	10:15	12:15	17:40	19:15	総合在宅医療クリニック	7:13	9:45	11:45	17:05	18:35
うれしの認定こども園	7:40	10:17	12:17	17:42	19:17	南町民センター	7:15	9:47	11:47	17:07	18:37
平島公園	7:42	10:19	12:19	17:44	19:19	下徳田公園	7:15	9:47	11:47	17:07	18:37
岐南町平島	7:44	10:20	12:20	17:45	19:20	総合調理センター	7:16	9:48	11:48	17:08	18:38
平島消防車庫前	7:45	10:21	12:21	17:46	19:21	笠松駅	7:20	9:51	11:51	17:11	18:41
平島西	7:46	10:22	12:22	17:47	19:22	三番地	7:23	9:54	11:54	17:14	18:44
ぎなんメディカルスクエア	7:49	10:25	12:25	17:50	19:25	おがわ歯科クリニック	7:26	9:57	11:57	17:17	18:47
サンライズクリニック	7:51	10:27	12:27	17:52	19:27	岐南中学校前	7:27	9:58	11:58	17:18	18:48
三宅木瀬	7:53	10:29	12:29	17:54	19:29	岐南中学校北	7:28	9:59	11:59	17:19	18:49
三宅町民センター前	7:55	10:31	12:31	17:56	19:31	江尻	7:29	10:00	12:00	17:20	18:50
三宅本郷	7:55	10:31	12:31	17:56	19:31	一番地	7:30	10:01	12:01	17:21	18:51
三宅須賀	7:56	10:32	12:32	17:57	19:32	森島整形外科	7:30	10:01	12:01	17:21	18:51
岐南町三宅	7:57	10:33	12:33	17:58	19:33	みやかわ歯科医院	7:31	10:02	12:02	17:22	18:52
赤座医院上印食診療所	7:58	10:34	12:34	17:59	19:34	岐南駅	7:33	10:04	12:04	17:24	18:54
しみず整形外科リハビリクリニック	7:59	10:35	12:35	18:00	19:35	マックスバリュ岐南店	7:34	10:05	12:05	17:25	18:55
岐阜女子高前	8:00	10:36	12:36	18:01	19:36	みやまち南	7:36	10:07	12:07	17:27	18:57
岐南さくら北保育園	8:00	10:36	12:36	18:01	19:36	みやまち北	7:36	10:07	12:07	17:27	18:57
八剣北公園前	8:02	10:38	12:38	18:03	19:38	トライアル岐南八剣店	7:37	10:08	12:08	17:28	18:58
岐南歯科・やまうちクリニック	8:03	10:39	12:39	18:04	19:39	中山	7:40	10:11	12:11	17:31	19:01
北小学校前	8:05	10:41	12:41	18:06	19:41	大山	7:41	10:12	12:12	17:32	19:02
さかいだ耳鼻咽喉科	8:07	10:43	12:43	18:08	19:43	さかいだ耳鼻咽喉科	7:42	10:13	12:13	17:33	19:03
岐南町役場	8:09	10:45	12:45	18:10	19:45	岐南町役場	7:44	10:15	12:15	17:35	19:05

- 道路事情や車椅子乗降などにより遅れることがあります。また、工事等により臨時に路線変更することがあります。
- 降雪等天候に異変がある場合は、臨時に運休することがあります。
- 車椅子でバスをご利用の際は、事前に[岐阜乗合自動車㈱岐南営業所 ☎058-245-0711]までお問い合わせください。

岐南町人口集中地区以外の地図（白部分）

